

知っていますか？

しょうがいしゃ

障害者

さべつかいしょうほう

差別解消法

この法律は、障がいのある方への差別をなくし、

障がいのある方もない方もともに生き生きと

生活できる社会をつくることを

目指しています。



きょうせいしゃかい
“共生社会”を
じつげん
実現するために

けんみんひとりひとり しょう しょう かつ
県民一人一人が、障がいや障がいのある方について
りかい ふか ごかい へんけん しょう この たいおう
理解を深め、誤解や偏見から生じる好ましくない対応や
たいど
態度をなくしていきましょう。

しょう かつ せいかつ
障がいのある方が生活するうえで
ひつよう はいりよ おこな たいせつ
必要な配慮を行うことが大切です。

ふくしまけん
福島県



しょう

障がいについて理解してください。

り かい

視覚障がいのある方

まったく見えなかつたり、見えにくかつたりします。



♥ お願いしたい配慮

- 周りの状況が分からないので、あなたから声をかけてください。
- 「こちら」、「あちら」などの指示語ではなく、「30センチ右」など具体的に伝えてください。

聴覚障がいのある方

音がまったく聞こえなかつたり、聞こえにくかつたりします。



♥ お願いしたい配慮

- 手話、筆談など、どのようなコミュニケーション方法が良いか確認してください。
- 重要な情報は、掲示板などの文字情報を組み合わせて伝えてください。

肢体不自由のある方

手や足を動かすことや、立ったり座ったりすることが難かつたりします。



♥ お願いしたい配慮

- 車椅子の方には、同じ高さの目線ではなし話をしてください。
- 聞き取りにくい言葉を文字で書くなど、内容を確認してください。

内部障がいのある方

心臓や腎臓などの内臓機能が低下しているため、疲れやすかつたり、体力が低下してたりします。



♥ お願いしたい配慮

- 公共交通機関などでは、優先席の使用に配慮してください。
- 多機能トイレは、必要のない方は長時間使用しないでください。



ここでは、障がいごとに「**お願いしたい配慮**」の一部を
紹介します。

知的障がいのある方

話の内容をうまく
理解できなかった
りします。



● お願いしたい配慮

- ゆっくり、やさしく、簡単な言葉で伝えてください。
- 資料は、漢字にふりがなをつけ、具体的な短い文章で、絵や図を使って分かりやすくしてください。

発達障がいのある方

コミュニケーションや人との関係づくりが苦手だったりします。



● お願いしたい配慮

- 分かりやすい言葉や、写真・絵などを使って説明してください。
- 言いたいことを話せるよう、落ち着いた環境を確保してください。

精神障がいのある方

様々な精神疾患により、生活のしづらさを感じています。



● お願いしたい配慮

- 不安を感じさせないよう、穏やかに対応してください。
- 相手が伝えたいことをよく聞いてください。

難病の方

病気の原因がわからず、治療がとても難しく、長期にわたり療養を必要としています。



● お願いしたい配慮

- 症状に合わせて、対応してほしいことを確認しながら、負担をかけないようにしてください。





こま

こんなことでお困りではありませんか？

ふとう さ べつ てき とりあつか 「不当な差別的取扱い」をされる

例えば、「障がいがある」という理由だけで、アパートを貸してもらえないこと、お店に入れてもらえないことなどは、障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。



ごう り てき はい りよ 「合理的配慮」をしてもらえない

障がいのある方が困っている場合に、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、困っている状況を改善してもらうことを合理的配慮といいます。
行政機関や会社、お店などの人が、障がいのある方に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。



しょう り ゆう さ べつ こま そう だん 障がいを理由とする差別で困ったときはご相談ください

くぶん 区分	まど 窓	ぐち 口	でん 電	わ 話	ファックス
けん 県	ふくしまけんしょう ふくし か 福島県 障がい福祉課		024-521-7170		024-521-7929
	しょう しゃ ばん ふくしまけんしょう しゃしゃかいさんかすいしん ない 障がい者110番 (福島県障がい者社会参加推進センター内)		024-563-5110		024-563-5129
くに 国	じんけん ばん ※ みんなの人権110番		0570-003-110		
	と あ せき ふくしま ち ほうほう むきょくじんけんようご か (問い合わせ先: 福島地方法務局人権擁護課)		024-534-1994		
ほか その他	ふくしまけんべんご しかい こうれいしゃ しょうがいしゃけんりようご しえん 福島県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護支援センター		024-533-5048		



- 雇用に関する内容については、最寄りのハローワークにご相談ください
- 交通機関に関する内容については、東北運輸局 消費者行政・情報課にご相談ください。
- このほか、お住まいの市町村の障がい福祉担当課でも相談を受け付けています

※ 人権に関すること全般について相談を受け付けています。電話は、最寄りの法務局につながります。



◀ この中に、文字情報が記録されています。専用の読み取り装置を使って、音声で読み上げます。

はっ こう ふくしまけん ほ けん ふく し ぶ しょう ふくし か
発行：福島県保健福祉部障がい福祉課
 でん わ
電話：024-521-7170 ファックス：024-521-7929
 メール：shougai-fukushi@pref.fukushima.lg.jp